

事務事業評価シート

事業番号 26	事務事業名 特別支援就学奨励費	所管部課 学務課
------------	--------------------	-------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費や校外活動費等の教育費の一部を支給することで経済的負担を軽減することを目的とする。		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	【根拠法令等：特別支援学校への就学奨励に関する法律、西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱】			
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【支給対象者】 公立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者 【支給費目】 ■所得額が国基準未満の保護者 学用品・通学用品費※、新入学学用品費※、校外活動費、移動教室費、修学旅行費、卒業記念品費、学校給食費、学校病医療費、副教材費、交流学习交通費、職場実習交通費、通学費（※が付記された費目は定額支給、それ以外の費目は実費支給） ■所得額が国基準未満を超える保護者 通学費、交流学习交通費及び職場実習交通費のみ支給（実費支給） <国庫支出金>特別支援教育就学奨励費補助金			
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】		19,318	21,785	24,807	30,185	千円
	内訳	主要な経費： 特別支援教育就学奨励費	19,318	21,785	24,807	30,185	
		その他：					
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	4,769	4,997	5,670	7,019	
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	14,549	16,788	19,137	23,166	
	所要人員(B) 【7】		0.30	0.30	0.30	0.30	人
	人件費(C)=平均給与 × (B)		2,192	2,153	2,153	2,153	千円
	会計年度任用職員報酬等(C') 【8】						千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		21,510	23,938	26,960	32,338	千円
	単位当たりコスト 【9】						千円
(E)=(D)/ (認定者数)		77	85	90	—		

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①認定者数	280	282	299		人
	②					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 特別支援学級の在籍者数増加に伴い、認定者数も増加傾向にある。 各年度の実績値は就学奨励費認定者及び通級指導学級認定者の人数。					
	【10】	令和3年度 認定者数 小学校 176人 中学校 104人 令和4年度 認定者数 小学校 172人 中学校 110人 令和5年度 認定者数 小学校 170人 中学校 129人				

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	国制度を基本にして実施しているため、サービス水準は概ね一定である。 ・26市における本市の順位(過去3年分の平均による)：事業費4位、認定者数6位、認定者一人当たりにかかる事業費8位 ・国の補助制度にない費目を支給している市：本市を含め10市
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	・就学援助費(学務課) ・修学旅行費補助金(学務課)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定に加え、特別支援教育の趣旨を踏まえた支援策である。
	実施主体の妥当性	適切	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定と、国制度を基本とするため市主体で実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	国制度を基本としていることに加え、制度の趣旨として対象者は適切である。
	事業（補助）の内容	適切	国制度を基本としており、支給費目や支給対象要件も同一であるため適切である。
	受益者負担	適切	事業の趣旨を踏まえ、受益者負担なく市が実施する必要がある。
	事業コスト	普通	国制度を基本としているため、他自治体とのサービス内容に大きな乖離はない。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		H28年度の事務事業評価を受けて、上限額の定めがない援助費目について、他自治体の状況等を踏まえ検討を進めたが、他団体との実施内容に大きな乖離はなく、また就学援助費とのサービス水準に相違が出ることから、現行のサービス内容を継続してきた。特別支援教育等の趣旨や、近年の物価高騰等による保護者の負担を鑑み、引き続き、現行のサービス内容で継続実施するのが望ましいと考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	特別支援教育の普及奨励を図るための経済的負担の軽減は必要不可欠な支援である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	国制度を基本としているため対象者については適切である。
	事業（補助）の内容	課題有	国制度を基本としているが、市独自の費目の支給について検討する必要がある。
	受益者負担	課題有	国基準を超える支給について検討する必要がある。
	事業コスト	高い	国制度にない費目を支給している市は本市を含め26市中10市であり、他自治体と比べて事業コストは高い。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、特別支援教育の趣旨を踏まえた支援策として、その必要性を認めるところであるが、本市の特別支援学級等の在籍児童・生徒数は年々増加の傾向にあり、本来の目的である特別支援教育の普及奨励については一定程度達成できていると思われる。 上限額の設定なく国庫補助対象額を超えて支給する費目や、国庫補助対象外の費目を支給していることで他自治体よりサービス水準が高くなっているため、財政負担の観点からも持続可能な事業となるよう補助内容について見直しを検討する必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--